

## 「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について （公開草案）」に対する意見

金融庁企業会計審議会事務局 御中

2012年12月21日付けで貴庁から公表された「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）」に対して、意見を提出させていただきます。

2013年1月25日  
濱田真樹人

私は、今回の財務諸表監査における不正による重要な虚偽記載表示のリスクに対応する監査手続等を規定する基準の設定に関する背景と基本的な考え方を理解しつつ、企業不正の防止と発見に関する研究者として、瑣事ではありますが意見を提出いたします。

2012年12月21日付けで貴庁から公表された「監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定及び監査基準の改訂について（公開草案）」における、二 監査における不正リスク対応基準（仮称）の設定について、4 不正リスク対応基準の主な内容、(3) 不正リスクに対応した監査の実施、⑥専門家の業務の利用には「不正リスクに関連する監査実施の過程において、不正リスクの内容や程度に応じて、例えば、不正リスクに対応した金融商品の評価、企業価値評価、不動産の評価、不正調査、IT等に関する専門家等の技能又は知識を利用する必要があるかどうかを判断しなければならないことを明記した。」と示されています。しかしながら、「監査における不正リスク対応基準（仮称）（案）」における、第二 不正リスクに対応した監査の実施、14 専門家の業務の利用においては、「監査人は、不正リスクの評価、監査手続の実施、監査結果の評価において、不正リスクの内容や程度に応じて専門家の技能又は知識を利用する必要があるかどうかを判断しなければならない。」とだけ示されております。

不正リスク対応基準において「専門家の技能又は知識」がどのようなものであるかを具体的に示すことは重要でありますので、「主な内容」に示された様に、「監査人は、不正リスクに関連する監査実施の過程において、不正リスクの内容や程度に応じて、例えば、不正リスクに対応した金融商品の評価、企業価値評価、不動産の評価、不正調査、IT等に関する専門家等の技能又は知識を利用する必要があるかどうかを判断しなければならない。」とするべきであると考えます。

特に「不正調査に関する専門家」については、過去の監査部会では何度も「公認不正検査士（注1）」や「フォレンジックチーム」として言及されましたが、現在の「監査人の利用する専門家」

による認識には「会計又は監査以外の分野での専門知識」は、資産及び負債の評価、複雑な金融商品、土地及び建物、設備及び機械装置、宝石類、美術品、骨董品、無形固定資産、企業結合において受け入れた資産及び引き受けた負債、減損の可能性がある資産、保険契約又は従業員の年金制度に伴う負債の数理計算、石油及びガス埋蔵量の見積り、環境債務及び土壌浄化費用の評価、契約及び法令の解釈、税法を遵守するための複雑又は通例でない課題の分析、I Tを利用した複雑な情報システムを含むと理解されており、不正調査が明示的に含まれておりません。かつて米国の監査基準書（SAS）第99号「財務諸表監査における不正の考慮」が“For example, the auditor may respond to an identified risk of material misstatement due to fraud by assigning additional persons with specialized skill and knowledge, such as forensic and information technology (IT) specialists, (・・・フォレンジックの専門家やI Tの専門家のような専門的な知識と技能を持った・・・)”と示していた様に、（フォレンジックという用語が日本に馴染まないなら）「不正調査やI Tの専門家」は、監査人に具体的なイメージを持って受け入れられると考えます。

以上

（注1）公認不正検査士は、米国 The Association of Certified Fraud Examiners（本部を米国テキサス州オースティン、世界150カ国以上に100以上の支部を置き、約60,000人にも及ぶ会員に対して、不正対策に関する知識と実践的な問題解決策のトレーニングを提供する協会：ACFE）の認定する Certified Fraud Examiner（CFE）資格を日本において一般社団法人日本公認不正検査士協会が認定するもので、日本において2012年末で619名の資格保有者がおります。濱田は一般社団法人公認不正検査士協会に2012年6月より理事長として関与しています。

提出者：濱田眞樹人

連絡先：

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1

立教大学 大学院 ビジネスデザイン研究科

電話番号：03-3985-4525 email: makito\_hamada@rikkyo.ac.jp

一般社団法人 日本公認不正検査士協会 理事長  
濱田 眞樹人